



国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

■ **こんなときには届出が必要です**

年金だより

## 届出はお済みですか？

住民税務課 電話 0994-22-3039  
 住民生活課 電話 0994-25-2511  
 鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く。)	第1号被保険者となります。	・印鑑 (本人自署の場合は不要)	住所地の市町村
退職したとき (厚生年金や共済年金の加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。 (第3号被保険者に該当する場合を除く)	・印鑑 (本人自署の場合は不要) ・年金手帳	住所地の市町村
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ	・印鑑 (本人自署の場合は不要) ・年金手帳	住所地の市町村

## 浄化槽管理者には、浄化槽の使用にあたり、保守点検、清掃、法定検査の3つの義務があります。

浄化槽法では、適正な使用、保守点検、清掃が行われているか、また、きれいな水が放流されているかを確認する法定検査が義務づけられています。

検査は、知事が指定した検査機関である（公財）鹿児島県環境検査センターが事前にお知らせの封書をお送りした上で、改めてハガキで通知する検査日にお伺いし、現場での検査と浄化槽の放流水を持ち帰って水質検査を行います。（契約している保守点検業者が行う保守点検とは別ものです。）

つきましては、検査の趣旨をご理解の上、受検していただきますようお願いいたします。

	内 容
保 守 点 検	機器の点検・調整・害虫の駆除や消毒薬の補充などを行います。
法 定 検 査	設置工事や保守点検を含めた維持管理が適正になされているかを確認し、水質検査や外観検査、書類検査を行います。

検 査 料 金	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
定期検査（5～10人槽）	4,000円	6,000円

- ・（公財）鹿児島県環境検査センター TEL 099-296-9000
- ・大隅地域振興局衛生・環境課 TEL 0994-52-2112
- ・鹿児島県生活排水対策室 TEL 099-286-3685
- ・錦江町役場保健福祉課衛生チーム TEL 0994-22-3044

